

## 平成 15 年度林野公共事業等の事前評価について（案）

### 1. 事前評価の手法について

林野公共事業等の新規事業実施地区の事前評価については、次に掲げる基準に基づき総合的に評価し、採択を決定するものとする。

#### 基準

- 1 別途定める事業実施要領等の採択要件を満たすこと。
- 2 総費用に対する総便益の比が 1 . 0 以上であること。
- 3 重点的投資、効果の早期発現のため、限度工期の基準を満たすこと。
- 4 必要性、効率性、有効性の観点から妥当であると認められること。

### 2. 事前評価について

平成 9 年度林道関係事業、平成 10 年度治山事業について一部の事業に費用対効果分析を導入し、以降、順次対象事業を拡大。

平成 12 年度からは「林野公共事業の事業評価実施要領」に基づき、原則として全ての林野関係公共事業について費用対効果分析を実施するほか、定量的・定性的評価をも加味して総合的な評価を実施。

13 年度からは新規地区採択に当たっての審査の項目を明確化するため、チェックリストを活用した評価を実施。

14 年度からは、時間管理の徹底等を図ることとし限度工期の設定等を実施。

15 年度の新規採択事業においては、必要性、効率性及び有効性の観点からの評価を明確化。

#### 平成 15 年度新規採択事業に係る事前評価実施箇所数

区 分	計	治山事業	森林整備事業
直 轄 事 業	191	150	41
公 団 事 業	6	0	6
補 助 事 業	4,497	2,000	2,497
計	4,694	2,150	2,544

平成 15 年 3 月 7 日現在

# 林野庁所管森林整備関連事業一覧

## 公共事業

### 1 直轄事業

#### (1) 治山事業

国有林直轄治山事業

民有林直轄治山事業

#### (2) 森林整備事業

森林環境保全整備事業

森林居住環境整備事業

### 2 公団事業

#### (1) 大規模林業圏開発林道事業

#### (2) 水源林造成事業

### 3 補助事業

#### (1) 治山事業

民有林補助治山事業

#### (2) 森林整備事業

森林環境保全整備事業

森林居住環境整備事業

## 非公共事業

### 1 補助事業

#### (1) 間伐等森林整備促進対策事業

#### (2) 教育のもり整備事業

#### (3) むらづくり維新森林・山村・都市共生事業